

【 公 開 用 】

様式第1号（第3条関係）

【附属機関名称】会議概要

会 議 名	足立区成年後見制度審査会（令和7年度第1回）
事 務 局	足立区福祉部高齢者施策推進室医療介護連携課権利擁護推進係
開催年月日	令和7年 7月18日（金）
開催時間	14時00分 開会 ～ 16時09分 閉会
開催場所	すこやかプラザ あだち 大研修室E
出席者	<p>（委員） 八杖会長、矢頭副会長、大輪委員、高木委員</p> <p>（職員） 医療介護連携課：徳井課長、安香高齢援護第二係長、 立川権利擁護推進係長 障がい福祉課：佐々木障がい施策推進担当係長 障がい援護課：柳瀬課長、和田基幹相談・権利擁護係長、 村滝基幹相談・権利擁護係主査 生活支援推進課：小林適正化推進係長 西部福祉課：飯塚課長 衛生部中央本町地域・保健総合支援課：秦課長、田中精神保健担当係長 社会福祉協議会：高橋福祉事業部長、結城地域福祉部長、 平成年後見センターあだち課長、 加藤権利擁護センターあだち課長</p>
欠席者	<p>医療介護連携課：石河高齢援護第一係長 福祉管理課：森田課長 障がい福祉センター：高橋所長 社会福祉協議会：山本基幹地域包括支援センター課長</p>
会議次第	別紙のとおり
資料	
その他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

○徳井医療介護連携課長 定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第1回足立区成年後見制度審査会を開会します。

大変お忙しいところ、また遠いところ、お集まりいただきましてありがとうございます。すこやかプラザあだちでやります第1回の審査会となります。私は、事務局の福祉部医療介護連携課長の徳井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に先立ちまして、資料を確認させていただきます。本日の資料は、全て一まとまりにして席上に配付しております。内訳は次のとおりです。

令和7年度第1回足立区成年後見審査会次第と書かれた、計40ページにわたる資料が一束。続きまして、「高齢者あんしん生活事業」と書かれたパンフレット、それから「安心して人生の最期を迎えませんか」と書かれたチラシ、それから新しくできた成年後見制度のリーフレットでございます。不足などございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今年度初めてということもあり、委員の先生の皆様にも簡単に御挨拶をいただきたく存じます。

八杖会長からお願いいたします。

○八杖会長 皆さん、こんにちは。弁護士の八杖でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢頭副会長 司法書士の矢頭です。よろしくお願いいたします。

○大輪委員 東京社会福祉士会の大輪と申します。よろしくお願いいたします。

○高木委員 千住公証役場の公証人の高木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○徳井医療介護連携課長 ありがとうございます

います。

また、区側の管理職の入れ替わりもありましたので、改めて簡単に自己紹介させていただきます。

柳瀬課長からお願いしても大丈夫でしょうか。

○柳瀬障がい援護課長 皆様、こんにちは。障がい援護課長の柳瀬と申します。よろしくお願いたします。

○飯塚西部福祉課長 西部福祉課長の飯塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○秦中央本町地域・保健総合支援課長 中央本町地域・保健総合支援課の秦といいます。ろしくお願いたします。

○高橋福祉事業部長 社会福祉協議会の福祉事業部長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

○結城地域福祉部長 同じく、社会福祉協議会地域福祉部長の結城でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○徳井医療介護連携課長 なお、名簿にあります森田福祉管理課長、高橋障がい福祉センター所長については、所用のため欠席となっております。大変申し訳ございません。

それでは、議事に入っていきたいと思いますが、まず本日の出席委員数を報告いたします。委員定数4名のところ、全員出席ですので、条例第6条第2項に基づき、本日の審査会が成立していることを報告させていただきます。

これ以降の進行は八杖会長にお願いいたします。

なお、議事録作成のため、本日の質疑は録音させていただきます。御了承ください。

また、発言の際には、最初にお名前を述べてから発言いただきますようお願いいたします。

それでは、八杖会長よろしくお願いいたします

ます。

○八杖会長 皆さん、ではどうぞよろしくお願ひします。

冒頭、成年後見制度の今の動きについて少し御報告させていただきたいと思ひます。報道等もされていますが、大きく2つの動きが今あります。

1つは、今まで法制審議会で民法の改正、成年後見どう改正しようかということが議論されてきて、ちょうど中間試案が公表されて、8月25日までパブリックコメントに今付されている状況にあります。内容としては、まず包括的代理権は廃止をするということが決まっていること。だから何でもかんでも後見人ができるというのはなくなることです。

あともう一つは、これまでも何度もお話ししてきましたが、今までの後見というのが大きい後見だったので、それを絞って小さな後見にしていくという方向になっていて、具体的には判断能力の不十分な人が具体的に制度利用の必要があること、必要性と言われますけれど、それから、ほかの方法では対応できない場合、これは補充性といわれますけれど、そういった場合に、御本人その人の同意を得たり意向を踏まえて利用し、必要がなくなれば終わることができる、そういった制度にしていくという方向性は中間試案にも出ているところです。

それを踏まえて、大きく2つの案が今、中間試案で基本的枠組みのところ提案されていて、1つは、これまでの後見・保佐・補助のような類型を全て撤廃して、判断能力が十分でない人、御本人が具体的に必要としていることに絞って保護者に権限が付与される案、これは乙1案といわれているものですが、そういう案が1つです。

もう一つが、類型を2つにする。判断能力

が不十分な人という類型と判断能力を欠く状況にある人、今でいうと成年後見類型の人、こういった2つの類型を設けて、前者の判断能力が不十分な人の場合には、乙1案と同じ、具体的な必要性があったら、必要なことに応じて権限を付与していくということは変わらないのですが、判断能力を欠く状況にある人、そういう類型の人の場合には保護する必要性が高いと考えて、あらかじめ幾つかの権限をパッケージ化して、それが御本人の同意と関係なく自動的に付与される案、乙2案と呼ばれていますけれど、この2つの案が今、中間試案でどちらがいいですかと尋ねられているような状況になっています。

私は個人的には乙1案を推しておりますが、いずれにせよ今までの制度とどこが異なってくるかという、必要なことに絞っていくという方向は変わりませんし、あとは御本人の意向、この制度利用に関する意向をきちんと確認して、意向に沿ってやっていくというところは、今後どの案でも考慮される方向にいきそうな気がしていますから、今の実務でも御本人の意向を確認されていると思ひますけれど、形式的に確認しているようなことが多いような気もしていますが、もう少し御本人、本当にどうなのかなというところをよく考えて、確認していく必要があるのではないかなと思ひているところです。

8月25日がパブリックコメントの一応締切りになっております。それを踏まえて恐らく法案というのができて、来年度中ぐらいに国会に上がる、国会で決まってくる。だから新制度は、そのさらに1年後、2年後ということになると思ひますけれど、大体そんなことが予定されているというのが1つ目、皆さんに情報提供しておきたいことだと思ひます。

2つ目が、これも5月の終わりぐらいに厚

生労働省で地域共生社会の在り方検討会議というのがずっと開かれてきたのですが、そこでそのためにどんなことをしなくてはいいかという議論があって、この成年後見に関係するところだと2つ、中間取りまとめという中で厚生労働省から報告、提案がありました。1つ目が中核機関、これをきちんと法律で位置づけようと。足立区にも中核機関ができていますけれど、法制化をしようという動きですね。だから公的に法律上の機関となって、今までやってきたようなことを制度化するわけではないですけれど、情報収集をしたりとか、情報提供したりとか、裁判所と連携したりとか、そういったところを手厚くしていこうという提案が一つされています。

もう一つは、新日自といわれている、新日常生活自立支援事業というものを始めたらどうかという提案がされました。今も社協でやっている日常生活自立支援事業、地域権利擁護事業がありますけれど、その新というのをつくるんだと。具体的には、まず今までは判断能力の不十分な人が日常的な財産管理と福祉サービスの利用の援助、これをサポートするところが日自の制度だったわけですが、身寄りのない人がどんどん増えていくということで、判断能力が低下していない、身寄りのない人も使えるようにしたらどうか検討してみませんかということが一つ挙げられますかね。

もう一つは、業務の内容も日常的な金銭管理と福祉サービスの利用援助、ここは変わらないのですが、プラスアルファして死後事務、これについても新日自で対応ができないだろうかというの、また今後、厚生労働省の中の審議会で検討されるということですが、身寄りがない人が増えていくことを踏まえて、そ

ういった新しいことをやっていこうと。

また、これは成年後見制度が小さくなりやすから、終わってしまう成年後見制度というのがたくさん出てくるのが予想されています。終わった後にどうするのというところで、新日自に引き継いでいこうという考えもあるようです。

ですので、こういうことが少しずつ国レベルで検討されていますので、まずは皆さんもそういった動きがあるということを知っていただくことが一つですかね。

あとは、それがあからどうだということではなくて、今やっていることはその延長線上にありますから、決して間違いではないということで、今やっていることをしっかり取り組んでいただく。ただ、先ほど申し上げたとおり、御本人の意向確認であるとか、新しい制度がポイントとしているところは少し意識して、今の段階から準備というか、実務を回していくということとされるのではないかなと思っております。

という情報提供を冒頭させていただきまして、今日の議事に入っていきたいと思えます。

では、まず議題に沿って進めてまいります。議題の1番、足立区の令和6年度の実績につきまして、事務局から御説明をいただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○立川権利擁護推進係長** 権利擁護推進係長の立川と申します。笠尾の後任として4月から着任しまして、3か月半ほど経ちました。まだまだ至らないところがありますが、どうぞよろしくお願いいたします。では、座って御説明いたします。

それでは、議題1、令和6年度の実績について御説明いたします。

まず、東京家庭裁判所の公表数値からです。

お手元の資料では、8ページから13ページ右上に、統計資料1から統計資料4と書かれているものになります。こちらは毎年この会議で御報告させていただいております。東京家裁が取りまとめたデータを東京都が各自治体に送付し、我々事務局のほうで23区のみ抽出し、見やすく加工した資料となっております。区役所で作成する場合は、年度末で集計することが多いのですが、家裁が作成したデータは毎年12月末時点の数値となっております。

8ページ、統計資料1は、23区別の成年後見制度利用者数です。昨年末時点での後見・保佐・補助・任意後見を利用している人数となっております。自治体コード順になっておりますので、足立区は21番目の少し色がついている行で、後見907、保佐267、補助52、任意後見15、合計1,241件になります。一番下の行が23区合計の数値で、一番右側の列が23区での多い順の順位です。足立区は利用者数が4番目に多いということになります。実は1位の世田谷区から9位の板橋区まで、1年前と同じ順位になっています。当然といえば当然なのですが、人口が多い区は成年後見制度利用者数も多いと言えるかと思えます。

続きまして、9ページ、統計資料2になります。こちらは23区別の成年後見関係事件の申立件数です。令和6年中に新規に成年後見の申立てが行われた数になります。先ほどの資料と同様に、足立区は21番目の色がついている行で、後見189、保佐54、補助6、任意後見4、合計253件となります。一番下の行が23区合計の数値で、一番右の列は23区での多い順の順位です。足立区は新規申立ても4番目に多いということになります。前は2番目に多く、前々回は3番目に多かったのですが、今回は少し下がったとい

うこととなりますが、件数としては前回252件でしたので、1件増えております。これを見ると、理由は不明ですが、世田谷区よりも大田区のほうが多いことが分かります。

続きまして、10ページ、統計資料3、こちらは23区別の成年後見人等と本人との関係別割合です。先ほどの令和6年中に新規に成年後見の申立てが行われた数、足立区なら253件の内訳になります。こちらも同様に、足立区は21番目の少し色がついている行で、多い順に司法書士33.7%、弁護士22.9%、社会福祉士21.3%、親族16.7%などとなっております。その下に23区平均というのがありますが、足立区同様、司法書士の割合が一番大きくなっております。その下に令和5年の足立区の数値も記載しておりますが、やはり司法書士の割合が一番大きくなっております。

なお、23区平均と足立区の令和5年と6年のみ抜き出して、次の11ページにグラフを作成しております。サンプル数が少ない区と比較することはあまり意味がないかもしれません。例えば社会福祉士の23区平均は12.7%となっておりますが、千代田区のそれは34.6%と突出しています。千代田区のサンプル数はもともと27件にすぎないので、こういうことも起こり得ます。

続いて、12ページ、統計資料4を御覧ください。こちらは足立区の成年後見制度利用者数及び新規申立件数の過去6年間の推移となっております。

1つ目の表は、利用者数の令和元年から6年までの推移です。裏の13ページのグラフのほうが分かりやすいので御覧ください。ほぼ横ばいとなっております。類型別では後見が7割以上を占めております。

12ページに戻って、2つ目の表の新規申立件数、こちらは先ほども言いましたとお

り253件ですが、13ページのグラフでも分かる通り、令和3年に一度落ち込んでおります。これはコロナ禍の影響と考えておりますが、その後は少しずつ増えております。こちらも後見が7割以上となっております。

12ページに戻りまして、3つ目の表は、2つ目の合計欄の数値を区長申立とそれ以外に分類したものです。令和6年でいえば、253件のうち区長申立が81件、それ以外の本人申立や親族申立が172件ということになります。その下にある減少数245件というのは、令和5年の利用者数が1,233件、そこに令和6年の新規253件を足すと1,486件になるべきところ、1,241件になっており、その差245件少ない。これが減少数で、成年後見制度を終了した人、つまり亡くなった方がほとんどになりますが、該当します。言葉としては、減少数というよりは、廃止数や終了数のほうが妥当かもしれませぬ。

以上が、東京家庭裁判所の公表数値の分析となります。

続きまして、区長申立審査会の状況について御説明いたします。14ページを御覧ください。資料1-2-1、こちらは区長申立審査会審査件数の推移ですが、家裁の統計資料とは異なり、4月から翌年3月までの年度の統計になります。令和2年度から今年度の6月までの数値が入っております。①高齢者、②知的障がい者、③精神障がい者と、最後に合計の表になっております。右寄りの色のついている行、年合計とありますが、こちらは年度の合計の意味です。その隣の隣に虐待の列があります。ネットワーク協議会において提案されて、令和4年度から統計を取り始めましたが、年々増えております。区長申立審査会に諮る際の様式を改良した際に、虐待欄を追加したことと、いわゆるセルフネグレク

トもカウントすることになった影響と考えております。特に知的障がい者においては3分の1が虐待案件となっておりますが、障がい援護課の基幹相談・権利擁護係が精力的に取り組んでおります。

数字だけだと分かりづらいので、次の15ページ、資料1-2-2としてグラフ化したものを添付しました。令和7年度はまだ4月から6月の3か月分なので、除外します。こちら令和3年にコロナ禍の影響で落ち込みましたが、おおむね右肩上がりになっております。どの年度においても、高齢者が大半の4分の3以上を占めていることが分かります。

次に、16ページ、資料1-2-3を御覧ください。先ほどの区長申立審査案件の発見のきっかけになったところがどこになるか分類したものです。最終的にどこから区長申立につながったかという意味です。例えば、ふだんから包括支援センターやケアマネジャーが関わっている方でも、徘徊して警察に保護され、その結果、区長申立につながった場合は、包括やケアマネジャーではなく警察・消防にカウントされています。救急車で緊急搬送され医療機関から区長申立につながった場合は、病院にカウントされます。毎年度通して多いのは、地域包括支援センター、介護・障がい施設、病院、ケアマネジャーとなっております。

続きまして、区民後見人の状況と助成制度利用者の状況について御説明いたします。17ページ、資料1-3を御覧ください。

まず、あだち区民後見人の状況ですが、①令和6年度公募分養成スケジュールは表のとおりとなっております。現在は、3つ目の9か月間の養成実務研修の段階に入っております。残念ながら2名の方が辞退しましたので、残る2名が研修中となっております。

研修修了後、来年2月、3月頃にこちらの制度審査会委員の皆様による面接を経て最終合格となり、翌令和8年度4月に登録されるスケジュールとなっております。面接の際はよろしく願いいたします。

次に、区民後見人の登録の状況は②の表のとおりです。昨年度の研修を経て今年度4人が新たに登録され、累計で53人、今年現在の登録者数は31人となりました。受任件数については、令和6年度に新たに5件受任され、今年現在受任中の件数は10件となりました。

最後に、助成制度利用件数の推移です。申立費用助成と報酬助成について、高齢者、知的障がい者、精神障がい者及びそれらの合計の令和2年度から6年度までの5年間の推移となっております。令和4年から5年にかけて、さらに令和6年へと、かなり増えてきております。今後もこの傾向は続くのではないかと考えております。

長くなりましたが、議題1、令和6年度の実績についての説明は以上となります。

○八杖会長 ありがとうございます。昨年度の状況が今報告されましたが、委員の先生方のほうから報告内容について御質問とかあったらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○矢頭副会長 よろしいですか。

○八杖会長 矢頭さんお願いします。

○矢頭副会長 司法書士の矢頭です。統計資料1、2、3というのは、3は見たことあるかな、1、2は初めてですかね。前も出ていましたか。

○立川権利擁護推進係長 前回も出しております。

○矢頭副会長 すみません。これ拝見して思ったのが、足立区の場合、統計資料1によると、人口が多いのに伴って順位としては4番

ということですが、補助に着目すると、4位という割には数的には52件ということで、52件というのは補助の中でほかを見ると、それほど多いわけではない。むしろ少ない部類かなと。これは任意後見ももしかしたら言えるのかなと思うわけです。ちなみに3番目の大田区は110件が補助、任意後見が35件ということですので、保佐はそれなりの数字かなと思いつつも、補助が若干数字としては少ないということです。第二期基本計画の中でもやはり補助・保佐、それから任意後見を優先して取り組むということにもなっている中で、補助の利用者件数というのが今後増えていくということが足立区の中でも望ましいかなと。

特に全国的に見ると、補助が多いのが京都だと言われていまして、これはどちらかというと京都市の市長申立てがなかなか件数的に伸びないので、話によると、地域包括等の現場の方々が、本人に申立てができる能力があるうちからアプローチして、申立てにつなげていっている傾向が見て取れるというのが1点と、もう一つは、法テラスの助成制度の活用を結構しているそうでありますので、そういった中で、足立区が今後、この補助類型に相当するような方々に対しての取組を包括として考えていく必要があるかなと思いました。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。御意見ということだと思いますけれど、補助について、社協のほうで今の意見を踏まえて、こういうことをしていますとか、していきたいと思っていると、課題がこんなところにありますとか、何かありますか。平さん、お願いします。

○平成年後見センターあだち課長 成年後見センターの平です。

補助の方だと、そもそも補助類型の方の相談自体が、ほかの類型と違って、センターのほうに入ってくる数としては少ないところがあるのかなと思っています。全然やっていないわけではなくて、補助の申立ての支援ももちろんしますが、補助制度についてはほかの介護サービスだとか、いろんなところでいろんな方たちが恐らく支援しながら支えている状況なのかなという気がして、逆を言うと、そういうところで後見制度に頼らなくても生活できるような仕組みが足立ではできているということも考えられるのかなと思いました。

○八杖会長 徳井さんお願いします。

○徳井医療介護連携課長 医療介護連携課長の徳井でございます。

先で行われた成年後見制度ネットワーク、後でその報告をしようかなと思っていたのですが、その中で、成年後見については認知度が高いのだけれども、保佐・補助についてはそれ何だと言われることが多いという指摘を受けたところでございます。今後、成年後見の認知度を上げるというのもミッションの一つになってきますが、保佐・補助というのもあわせて認知度を上げていかなければいけないということで、区としては課題感を持っているところでございます。

○八杖会長 ありがとうございます。

矢頭さんはどうですか。

○矢頭副会長 先ほど八杖会長からも御報告があったとおり、今後は類型という概念がなくなるということが想定されている中なので、補助というカテゴリーというものがなくなって、そういう意味においてどう取り組んでいくかというのが少し分りにくくなってしまいう可能性はありますが、一つは、実は私、足立区内の案件で補助を1件受けています。これは当初、地域包括から御依頼いた

だいて、任意後見の件で御相談に乗っていたのですが、御本人の健康上の問題で補助の申立てをしたというところがありますので、地域包括としては任意後見をお勧めされていた方が判断能力の低下によって補助になったというところもあるので、そういう意味において判断能力が重度に低下した方というよりも、今しっかりしている方に対しても目配りをされているというところをもっと広げていく必要が今後あるのだろうなと思っています。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。先ほど補充性のお話もして、後見制度でないほうで対応できる場合にはそういった方法、例えば日常生活自立支援事業とか、そういったことでも対応していきましようということをお話ししました。ですから、どんな制度にも引っかかかっていなくて放置状態に、支援が必要なのに行き届いてないということはまずいのかなと思いますけれど、補助に限らずほかの制度でしっかり対応できているということであればよいような気もしますので、そういった視点でこれから足立区内でどうしていこうことをまた考えていかななくてはならないのかなと、私はお話を聞いていて思いました。

ほかいかがでしょうか。1つ目はよろしいですか。また、次以降の議題にもいろいろ今の統計的な資料は関わってくると思いますので、何かあった場合には、次以降の議題のところで併せて御質問いただければと思います。

では、続きまして、議題の2番にいきたいと思います。令和6年度の実施結果と今後の取り組みについて御報告をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○立川権利擁護推進係長 権利擁護推進係

長の立川です。

それでは、議題2、令和6年度の実績と今後の取り組みについてのうち、年間実施計画について御説明いたします。

まず、18ページ、資料2-1-1を御覧ください。こちらは令和6年度の実績でございます。4月から翌年3月までの会議や講座等がいつ開催されたかが分かる表になっております。数字は日付で、例えば成年後見制度審査会は第1回が7月19日、第2回が12月5日、第3回が2月19日に開催されたことを表します。困難事例検討会の7、8、11、2月は数字が2つ入っております。これは案件数が多かったため、その月に2回開催されたことを意味します。

同様に、19ページ、資料2-1-2、こちらは今年度のスケジュールになっております。成年後見制度審査会は第1回が本日7月18日の開催、第2回は11月13日、第3回は調整中となっております。あだち区民後見人は2列になっておりますが、左側の列は前年度に公募した方のスケジュール、右側は今年度、これから公募する方のスケジュールになります。

私からは以上となります。

20ページ、資料2-2以降は各担当から御説明いたします。よろしく申し上げます。  
**○八杖会長** すみません、各担当から御報告いただくときに、先ほど昨年度の大体こんな感じというのを御報告いただきましたよね。それぞれ、あと各担当で高齢分野、知的障がい分野、精神障がい分野というのがあると思いますので、昨年度の評価ではないですけれども、大体予想どおりであったのか、どうなのかということも含めて一言付け加えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。  
**○平成年後見センターあだち課長** それでは、成年後見センターあだちの平より、成年

後見制度支援事業に関する報告をさせていただきます。6年度の分析もしながらお話できればと思っております。資料は20ページを御覧いただきたいです。

まず、令和6年度からですけれど、これまで権利擁護センターあだちで地域福祉権利擁護事業や、後からお話しさせていただくあんしん生活支援事業と、あと成年後見制度に関する事業も行っていたのですけれど、令和6年度にまず社協内で成年後見センターあだちが、一つの課として立ち上がりました。ただ、一般の皆さんに周知するのは、こちらの江北のすこやかプラザに移った今年の4月21日からとなっておりますが、社協としては新しく、成年後見センターあだちが課として出来上がったというところが、一つ6年度にあるかなと思っております。

それでは、1つ目の成年後見制度に関する相談支援ということで、まず相談件数でございます。総数ですが、合計2,690件で、令和5年度と比較しますと72件の減となっております。ただ、内容を見ると、初回相談に関しては151件の増で、結構忙しかったかなというのが私の中の実感ではあります。職員も代わったりする中で、相談がたくさん入って対応していたかなと思います。継続相談というところで、ここは推測ですが、初回相談があつて、初回の記録はすぐ打つのですけれど、継続相談となると、後でまとめてみたいな形で、書き込めないところもあつたりするので、72件のマイナスですが、実感としてはそれほど減っているとは感じておりません。

それが一つと、あと(2)の相談内容のところでございます。相談内容に関しましては、これはいろいろ入ってきた相談をシステムでチェックして出しています。一番上の成年後見制度を除いた数字として一番多い相談

が金銭管理、次が親族申立、地域福祉権利擁護事業が3番、高齢者あんしん生活支援事業が4番、本人申立に関するところにチェックが入るのが5番ということで、内容については次ページにもあります、前年度のものとは比べてもほぼほぼ変わっていないかなと思っております。

ただ、令和6年度までは権利擁護センターで受ける地域福祉権利擁護事業だとか、あんしん生活支援事業も同じ相談システムを使って記録を書いたりしていた関係で、地権だとかあんしんの数が上がってきているのですけれど、今年度からは完全に分かれている形を取っていますので、今年度以降の集計に関しては、地域福祉権利擁護事業、あんしん生活支援事業の件数はぐっと、減っているような状況でございます。

続きまして、2ページ目です。(3)の申立て支援のところですか。これは後見制度等の利用意向を確認して相談が入って、それで後見制度の利用をもう1回確認して、実際、申立てに向けて動く中で、例えば候補者の調整だとか書類作成、具体的な支援を行ったものをつけております。令和6年度は、件数でいうと66件というところで、圧倒的に多いのが高齢者でした。高齢者が57件、知的障がい者が3件、精神障がい者が5件でした。あとは書いてあるとおりです。令和5年度と比べると12件増えております。

次のイの専門職依頼のところですが、これは先ほどの前半部分で出た、権利擁護推進係のほうから報告していただきました数字と同様、専門職依頼については、私たちが依頼した数でも司法書士の方たちが一番多かったです。27件ですね。法人後見については、1つ目が足立区で活躍されているNPO法人のパブリカ、もう一つが北千住パブリック、もう一つが社協の法人後見というところで、

3つございます。

依頼内容については、候補者の依頼が61件と、あと申立書の作成をお願いしたというのが19件。その他は相続関係でお願いしたのが1件と、あと任意後見関係が2件で、その他でつけさせていただいております。

次に、ウの申立て支援の種類、申立人というところになります。種類に関しては、圧倒的に後見後類型が多いです。補助に関しては6件でした。申立人は、私たちは本人申立て、親族申立てを中心に支援しますので、本人が23件、親族が25件となっております。

令和6年度のケースで鑑定が入っていたり、審判がまだ出ていなかったりというのが何件かあるので、まだ最終的に締められないのですけれど、支援の終結まで、相談が入ってから選任されて引継ぎというところまでの時間が、令和5年度だと平均すると6.7か月かかっていたんですけど、令和6年度に関しては、今のところ終わったケースまでですが、平均すると4.5か月というところで、私たち自身もできるだけスピーディーに申立てをしていこうというふうに去年は中で確認して進めていったところが、平均を取ったらすごく出てきていたのが特徴かなと思っています。

次の2の専門職による相談会の実施ですが、個別の専門職相談、高齢者、障がい者のための相談会を、弁護士による法律相談と司法書士による成年後見制度・相続相談ということで、各月1回につき2枠というところで相談会を開催しております。弁護士相談は9回開催して、17組が御参加いただきました。司法書士相談は10回開催して、19組の方に御参加いただきました。あとは専門職による相談会というところで、(3)の成年後見・相続・遺言・司法書士無料相談会という相談会を、リーガルサポート東京支部と共同で毎

年開催しております、去年は24組御参加いただきました。

次の3番目が、区民・関係機関への成年後見制度等の説明・周知です。小規模講座、出前講座を昨年は12回開催しております。特徴としては、高齢が1件だったのに対し、知的障がい6件、精神障がい3件ということで、そのほかは病院関係と聴覚障がいの団体からというところを一部その他にさせていただいたのですけれども、高齢よりも知的障がいとか精神障がいの団体からの出前講座の御依頼が多かったのが特徴かなと思っております。成年後見制度の相談に関しても高齢の方からのものが多いので、そこは今後積極的にこういう出前講座、小規模講座を高齢者以外の方たちを対象に行っていく、そういった方たちからの制度相談等も今後増やしていけるといいかなと思っております。

(2)が親族向け相談、(3)が介護支援専門員、包括職員向け講座、(4)が行政職向け講座で、こちらは表のとおりでございます。

4番目が足立区成年後見人連絡会の開催です。昨年度は3回開催しております。それぞれ表のとおり、弁護士がどうしても少ないのですけれども、司法書士、社会福祉士、行政書士、区民後見人、地域包括等も含めて、いろんな方に毎回御参加いただいております。毎回皆さんにどういうことで困っているか等お話を聞いた上で、次の会の内容を考えるようにしております。ちなみに来週、25日の金曜日の夜に今年度第1回目をやりますが、死後事務について司法書士の先生からお話を伺う予定です。興味を持つ方が多いようで、トータルすると50人を超える方に申込みいただいております。

5番目が緊急事務管理です。こちらは表の

とおりです。

6番目があだち区民後見人の養成・支援というところで、法人後見監督、法人後見もこちらに入れております。あだち区民後見人養成講座は区からの委託で、こちらが実施しております、昨年度は4名の方を養成させていただきました。講座に関しましては、こちらの表のとおりでございます。座学と、あとプラスアルファで、権利擁護事業の生活支援員として実務をやっていただいております。4名受講して、4名とも合格されました。まだ受任はしていないのですが、今年度中に1人か2人、声かけできるかなと思っております。

(2)が区民後見人受任状況です。こちら、私たちが言うと法人後見監督になります。今現在、区民後見人を受任できる体制にある方が29名いらっしゃいまして、実際に受任してくださっている方が、令和6年度末で11名。さっきの区の数値と違うのは、5月に1人お亡くなりになったので、今現在、この7月現在だと10名となっております。

(3)が区民後見人交流会。これも毎年行っている交流会で、昨年度は2回開催いたしました。

(4)が法人後見の実施です。こちらの社協の法人後見は、あくまで区民後見人の単独受任へつなぐための法人後見ということでやっておりまして、令和6年度末で受任しているのが4名です。今、もう1人申立てをして、調査官面談待ちの方がいらっしゃるの、近々もう1人増える予定です。区民後見人へ移行した方が1名おりますが、今年度は、今、後見支援員をやっていただいている方が1名いらっしゃるの、その方を年度内に単独受任をお願いするというのと、あともう1件、昨年合格された方に声かけし、法人後見支援員をお願いしたいと思っております。法人後

見審査会は2回開催いたしました。

成年後見センターあだちからの御報告は以上となります。

○和田基幹相談・権利擁護係長 続きまして、障がい援護課基幹相談・権利擁護係の和田でございます。先ほど実績についての所管での所見をとということがありましたので、私からは知的障がい者の分野についてお話ししたいと思います。

14ページを御覧ください。14ページに区長申立審査会の件数の推移、②が知的障がいのところでございます。昨年度、令和6年度では合計18件ということで、ここ5年で一番申立てを検討した件数が多かったところで、想定内か想定外かというところでいいますと、従前に法人に向けて権利侵害のリスクだとか、後見申立てが必要な方についてしっかりリサーチをするという事業を行っておいりましたので、そういった事業の成果の中で想定されるところで増えてきたと思っております。あわせて、虐待に関しても、この中、6件というところでは、近年の中でも多い数字でございます。昨年度、施設従事者虐待と養護者虐待を知的・身体については部門を分けたことで、それぞれ専門分化した中で集中的に調査ですとか、養護者支援だとか行っております。養護者支援の中で、高齢化によりどうしても金銭管理がうまくいなくなってしまうケースや、あるいは搾取のような事案もありまして、このように虐待認定に至ったという状況です。

続きまして、平均年齢のところですが、成人年齢の引下げがあり、昨年度は未成年の方の成年後見の申立てというのもございました。ですので、平均年齢40、母数が少ないので1件そういう事例があると、ぐっと下がり、未成年の方の成年後見の申立てという中でこのような数字になっているという状況

です。

先ほど八杖会長からも、これからの成年後見制度の見直しの話がございましたが、どういった形で必要な時期と必要なことが終わったときに違う制度に移行していくのかと考えたときに、障がいの方というのは長いライフステージの中で、こういった制度の利用や活用する時期とまた違うやり方で支援する時期とがあると思われまますので、御本人の意思決定支援ですとか、そういったところも含めて取り組まなくてはいけない課題と感じております。

続きまして、17ページが報酬助成の実績のところ、下段の表の知的障がい者のところ、こちらの表を見ますと、報酬助成のほうもこのところ一番ということになりますが、こちらの要因としては、

○村滝基幹相談・権利擁護係主査 基幹相談・権利擁護係、村滝です。

要因としては、今まで報酬助成を使っていなかった方が急に報酬助成を使われたり、あるいは本人・親族申立てを行った方が新たに報酬助成を利用したりする方が増えたということで、今年度も同程度の数字、あるいはそれ以上を見込むような形になっております。

審判請求助成については数字が下がっているのですが、こちらについては今後、活用促進をすべきと考えているところであります。

○和田基幹相談・権利擁護係長 申立て当初は助成が必要でなかったけれども、必要な時期が来たという方もいれば、新たに制度を利用する方もいますので、その辺りの周知対象の分析はこれからも進めていきたいと思っております。

続きまして、26ページの資料を御覧ください。こちらは成年後見制度の利用促進の知

的障がい者分野に係る取り組みについてということで、1の部分令和6年度の実績でございます。実施した内容は7月、9月、3月、記載のとおりでございます。その中で、先ほども申し上げましたとおり、令和5年度にはあだちの里という社会福祉法人に、成年後見制度につなぐ必要がある方について挙げていただいて、そちらについて区長申立てが昨年2名、親族申立て予定の方が1名、経過観察が4名という形で進めています。

昨年については7月に、あだちの里ではなく、あいのお福祉会のほうに同じような調査を行いました。その中でモデルケースを挙げていただいたところ、6名の方が対象として挙がりました。そのうち区長申立てが2件、そのほかのアプローチとしては4件というところです。

そのほか、障がいのある方の権利擁護ですとか、こういった成年後見制度、地域共生社会などの見直しを含め、障がいのある方の意思決定支援について、また障がいに関する差別解消合理的配慮の周知というところでは、12月、1月、2月と、セミナーですとか、部会で成年後見制度を取り上げる活動も行いました。

続きまして、7年度の計画ですが、先ほど平課長からもありましたように、障がいの関連の事業所ですとか家族会からの関心も上がっていますので、そういった事業のイベント等も行っていこうと思っております。具体的な内容については表のとおりです。

特に家族会向けの各種啓発では、御家族がお子さんの成年後見制度等を知りたいという場面と、御自身のことを知りたいという、御高齢になってきて御自身が認知症になったらということを知りたいという場面等もありますので、それぞれの御要望に合わせたような講座の組立てができればよいと思

っているところでございます。

続きまして、27ページ、こちらはこの後の議事にあります課題と目標の進捗状況の知的障がいの部分について、どんな進捗にあるのかというところを取り出した内容でございます。

項目「1 地域連携ネットワーク」の中で相談体制をどうするかというところでは、知的障がいの分野につきましては、現状としまして、権利侵害のリスクの高い障がい者の把握が不十分という課題があります。まずは障がいのある方自身がそういったことの訴えが少ないという部分と、また御家族も長年の経済的な部分も含めて、御家族の習慣の中でそれが権利侵害になっているという自覚がない場面というのもございます。

あわせて、先ほどから申し上げていますように、御家族が御高齢になっていて、そもそも認知症の状況でお子さんに十分に気持ちを持って接している、愛情は十分にあるのに、ネグレクトの状態でお金の部分にも目が届かなくなってしまったというケースでは、御本人も御家族も御自身から訴えることが難しいという状況にあります。

そういった障がいのある方について、どういうふう把握していくか、先ほど申しましたように法人に向けて、アンケートを踏まえて、各法人や相談支援事業所、通所の事業所、家族会へ、困っていそうな方がいないかというリサーチを進める取組を展開していきたいと考えております。

もう一つ、2番目は障がい援護職員向けというところです。障がい援護課では、障害福祉サービスの決定ですとか、そういったところで障がいのある方に定期的に関わる機会がございます。その中でしっかりと権利侵害、虐待等のリスクの早期発見に視点を置いたチェックができるように、障がい援護職員の

育成も研修を通じてしていきたいと思っております。

続きまして、項目の2番目、チームについてというところです。これまで37ページの地域の課題のところでも、知的障がいの方はなかなかチーム形成が難しいという課題が指摘されてきました。支援チームの形成等、継続的な連携体制の確立に課題があるというところが現状としてはあります。障がいのある方は多様な活動や背景を持つので、関係機関とのつながりの有無により、支援状況が大きく異なっています。また、日常的な支援だけではなく、将来の不安や「親なき後」など、長期的な視点での対応が求められています。

そういった状況と、もう一つ現状としては、そうした多様な支援機関、相談、医療、労働等の機関からの意見集約や共有というものもまだ不十分ではないかという課題感がございます。

これに対しましての解決策としては、2点挙げております。

1点目は、地域自立支援協議会、平課長にも部会長を務めていただいているのですが、権利擁護部会での意見交換では、相談、医療、労働機関からの出席者もございますので、どうやったら多機関との連携がうまくいくか継続的に打合せして、打開策を考えていきたいと思っております。

あわせて、2点目としましては相談支援へのアプローチです。実働チームへの支援を強化したいと思っております。高齢のチームの場合は、ケアマネジャーに包括、包括に基幹包括のような支援者を支援する流れが確立されていると思うのですが、障がいのほうでも、私ども基幹相談支援センターが中核となって、そうした支援チームにケースマネジメント機能と権利擁護視点の道筋をにつけていくよ

うな関わりを今始めております。実行役としましては、基幹相談・権利擁護係と主任相談支援専門員という、各相談支援事業所にいる主任クラスの相談支援専門員とがタッグを組んで、各相談支援事業所にアプローチをしていくような方法ですとか、今、地域生活支援拠点のほうでも、昨年度から拠点のコーディネーターという方がつきましたので、そういった方と一緒にそういったチームへの働きかけを行っていききたいと思います。

そうした御本人を取り巻くチームと基幹等で、緊急事案に迅速対応ができる体制を確保して、日常的な対応から予防的支援につながる仕組みを整備して、権利擁護の強化を図るような取組を行っていききたいと思います。

知的障がいの分野については、以上でございます。

○田中精神保健担当係長 中央本町地域・保健総合支援課精神保健担当の田中と申します。精神障がいについて御説明させていただきます。よろしく願いいたします。

資料2-4を御覧ください。

まず、昨年度の精神分野での小規模講座の実施状況です。御家族向けと一般区民向け、そして申請を受ける保健師などの職員向けにそれぞれ行っております。家族向けは、保健センターで行っている家族会の中で実施させていただきました。一般区民向けのは、精神障がいのある方の親族などで成年後見制度に関心のある方を、広報で募って行いました。職員向けについては、これも毎年実施していますが、成年後見の手続や制度について講座を行いました。今年度も職員向けと、一般区民向け、または家族向けということで予定をしているところです。また、精神の施設向けなどを行うこともいいのではないかと考えております。

そして、令和6年度の実績ですが、精神の分野では区長申立てが5件でした。例年2、3件でいたところに昨年度は5件でしたので、令和6年度は多いなという印象でした。5件の内訳は、入院中の方で、病院から成年後見の相談があったものが1件、グループホームなどの施設に入っている方が2件、その他地域にお住まいの方で、今までは親御さんがいらしたけれども、施設に入り管理ができなくなったという方と、御本人の状態が悪くなってきて、成年後見を入れたほうが良いという判断にて導入したケースがありました。

精神の分野では、保健師が成年後見の申立てを行います。増えてはきていますけれども、まだまだ申立ての事務をやっていない職員も多いです。まず申立ての依頼があったときに、きちんとスムーズに手続きができるということは基本であり、周知徹底していくということと、相談があった場合に、御本人や御家族からは成年後見というワードが出なくても、提案の選択肢として成年後見をきちんと案内ができるよう、担当者によって理解や案内に差が出ないようにやっていきたいと思っています。

以上になります。

○八杖会長 これで皆さん御報告いただいた形でよかったですでしょうか。

では、今御報告いただいた内容に御質問等あったらお願いしたいと思います。

まず、成年後見センターあだちのところ、平課長から御報告いただきましたけど、それに関して何かございますか。

私からちょっといいですか。相談の件数がたくさん書かれて、どんな相談だったかという項目分けがされていますよね。前年度と比較した場合にもものすごく増えているタイプがあって、1つが、虐待・親族間紛争等の家族問題というのが193件、前年度は22件だ

ったのですよね。そこがどういったものなのかなというのを知りたかったのが1つと、もう一つが、苦情というのが前年度、これも25件だったのが143件、苦情は権利擁護というのを書いていますけれども、何か分かることがあれば傾向のようなものを教えていただきたいと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○平成年後見センターあだち課長 成年後見センターの平です。

個々の分析については、やりきれてないというか、担当がこれかなと思うところに複数チェックをしていくので、どうなのかわからないのですが、虐待・親族紛争関係の申立ての相談も包括から入ってきたりして、継続的に家族に介入してから申立てに進めています。こうしたケースは時間がかかり、何度も足を運んで関係機関とやり取りして進めています。申立てに反対していない親族をようやく引っ張ってきて、親族申立てですという支援も何件かさせていただいたので、そういう支援期間の長さから来る回数増もあるのかなと思っています。

苦情についても、特に何かの苦情が多かったという認識は、今は私の中ではわからないので、そこは持ち帰らせていただいて、また次回お話しさせていただければと思います。よろしいですか。

○八杖会長 突然の質問で申し訳なかったですけど、後で出てくる課題と目標の中にも苦情体制をどうするかみたいな話もあったかと思うので、かなり件数が増えたのが気になったところではあったので、もし確認していただいて情報提供できることがあれば、お願いをしたいと思います。よろしくお祈りします。

ほかいかがでしょうか。今のは成年後見センター、中核機関からの報告でしたけれど、

よろしいですか。

○大輪委員 では、1件よろしいですか。

○八杖会長 大輪さん、お願いします。

○大輪委員 成年後見センターのほうでお願いしますと思います。

申立て支援の本人・親族の申立てというところで、今年は去年に比べると親族申立てが少し伸びているかなという数値かと思いますが、どのくらいの時間をかけて申立て支援は行われているのかということとあわせて、どの辺が一番大変な部分であるかという御報告を少しいただければと存じます。

○平成年後見センターあだち課長 ありがとうございます。令和6年度はその前に比べると親族申立てが大分増えているというところはあるかと思いますが、時間に関してはケースごとに何とも言えないところです。ただ、前年度は平均すると全部で6.7か月、こちらに相談が入ってから選任されるまでかかったのですが、昨年度に関しては、まだ集計途中ではありますが、4.5か月というところで、そこは私たちもできるだけ時間をかけないように、スピーディーに申立てまで持っていきたいと動いています。

ですので、申立てがすぐできるものに関しては、できるだけ早くと思ってやっていますのですけれど、ただ、どうしてもスピーディーにできないケースも多々ありまして、御親族の虐待のケースもそうですが、申立者、高齢のお父様、お母様が知的障がいの子供の申立てを行うケース、何回説明してもなかなかうまく入らなくて、それでも区長申立てではなくて、申立てしたいという気持ちはあるので、そこは何度も何度も足を運んでお話ししながら進めているようなやり方でさせていただいています。

ですから、親族申立てに関しては、親族に理解していただけない中での親族申立ては

できないと思っているので、きちんと理解して、親族がやってもいいというか、申立人になり得る親族の方がいらっしゃったら、細かく説明をして同意を得て進めています。同意が取れないようであれば、区長申立てでお願いするという方法でさせていただいています。

○大輪委員 すみません。お聞きしたのは、先ほどの区民後見人がまだ受任されていない方も多い中で、こういったところに区民後見人のお力を借りたりしているところもほかの行政ではあるのか、そんなことも御検討されているのかどうか説明していただけますでしょうか。

○平成年後見センターあだち課長 ありがとうございます。区民後見人で、今現在、登録している方は29名いらっしゃるのですが、実際、お仕事の関係で受任が難しいという方もいます。確かにまだ受任できる方というのは何名かいらっしゃるかなと私たちが思っております。

ただ、今まで区民後見人をお願いできるケースとして、区長申立てで区民後見人が候補者として挙がったケースと、あと、地権事業、あんしん事業からの後見制度へのリレーというところ、あと専門職からのリレーというところと、私たちの法人後見からのリレーというところに限られてきた部分であって、私たちは一般の相談から区民後見人という流れについてはこれまでやっていませんでした。ただ、区のほうとも話しておりまして、今後は、例えば生保も受けていたけども廃止になってしまっていて、それで施設で保証人が必要だとか、区民後見人でも十分対応できる本人申立てや親族申立てのケースも中にはあるので、区民後見人を候補者にできるように、今、区と話し合いをしているところでございます。

○大輪委員 ありがとうございます。候補者だけではなくて、申立てを支援する、そういった役割を担っていただくということも他のところではお聞きしているところで、長期で待たされてモチベーションが下がってしまわないようにするための幾つかのアイデアがあったらいいかなと考えます。よろしくをお願いします。

○平成年後見センターあだち課長 ありがとうございます。

○八杖会長 知的障がいの御報告をいただきましたが、中期的な計画を立てながらも、今、申立てにつなげていただいている状況をよく御説明いただいて、課題の整理などもされているなというふうに感じたのですが、皆さんのほうで御質問などございますか。今のような状況で進めていただくのがよろしいのかなと感じましたけれど、そういう感じでもよろしいですか。

○矢頭副会長 いいですか。

○八杖会長 どうぞ。

○矢頭副会長 矢頭です。

あいのわ福祉会で講演をさせていただいて関わらせていただきまして、あれをきっかけに増えればいいなというところで、資料2-3を拝見しますと、例えばあだちの里は区長申立て2名、親族申立て予定1名、経過観察4名で、その下のあいのわ福祉会は区長申立て2名、経過観察4名ということなので、区長申立ては多分、申立てしていただけるような親族の方がいらっしゃるようなケース、ほかの親族が支援をされているケースでは残念ながら1件だけで、ほかは経過観察ということは、今のところまだそこまで乗り気ではないというところなので、なかなか厳しいなという印象を持ちました。

講演会の中でも申し上げたのは、どうしても知的障がい者のそういった方々、成年後見

に対する親族の方の御理解、ここが進まないことには一歩も前に進まないだろうというところで、そういった御親族の方自身にいろいろ考えていただくワーキンググループをつくっていただいた例を御紹介していただいたので、ある意味ではまたそういった機会を、御親族の方々が考えていただけるような機会をつくっていただけたらどうかと感じた次第です。これは多分、一歩ずつやっていかなくてもいけないのだろうと感じております。

○八杖会長 ありがとうございます。今のことについて何かコメントはございますか。

○和田基幹相談・権利擁護係長 ありがとうございます。家族会なども後見人のことを知りたいというわけではなくても、例えばまるごと相談に興味があると、区へそういった説明の依頼が入ったときに、実際お話をしに行くと、どんな話になるかという、「親なき後」のことであるとか、また、自身のことは置いておいても、やはり気になる御家族が周りにいるというお話はかなりありますので、そういったところを1個1個聞きながら、実際、「後見の申立てはこういうことですよ」ということを、小グループで対話すると進みそうではと感じましたし、手応えもありましたので、そういった取組をこれからも進めてまいりたいと思います。

○八杖会長 ありがとうございます。

では、最後は精神ということになりますけれど、資料2-4ですかね、委員の先生方から何かございますか。

なかなか精神は難しいですね。対象者がどこなのかというのが、これを見ていて、家族向けというのも精神障がいのある方の御家族という趣旨だと思うのですが、まだいろんなことができる方も多いということで、話の持っていく方とか難しいなと思いまし

たし、一般区民向けというのも、これは当事者の方という趣旨になってくるのですかね。

○田中精神保健担当係長 一般区民向けなのですが、精神障がいに関係する御家族でしたり、その支援者というところです。

○八杖会長 なので、講演会や講座をした後にどうつなげていったらいいのかというのが非常に難しいなというのを感じるところですね。ここは大輪さん、何かありますか。いつなぎ方みたいなのは。なかなか難しいですか。無理に振りました。

○大輪委員 つなぎ方ではないのですが、今、精神の手帳をお持ちの中に発達障がいの方もすごく若い方で増えてきているなと思っていますので、そういう対象を少し分けて、本人向けに説明をきちんとできるような仕組みがあるといいなと思いました。

○八杖会長 ありがとうございます。

あと、先ほど矢頭さんが言っていましたけど、補助制度をもっと、どんなふうに使えるのかというのを具体例も含めて情報提供していったら、補助制度は特定のそのことが終わったら終了することができるじゃないですか。だからそれほど負担もなく、自分の使いたいところだけ使えるという制度だと思うので、そういう路線もあるのかなという気もいたしました。

ですから、重たい人というよりか、もっと、多分参加されている、特に一般区民向けですと、軽い人とか、少しだけうまく使えないかというところにスポットを当ててみてもいいのかなと思った次第です。

○大輪委員 誘いかけがすごく難しいですよ。精神障がいの方という講座をやるといっても、なかなか難しくて。

○八杖会長 だから、権利擁護の研修とかになるのですかね。

○大輪委員 そうです。

○八杖会長 それで、別に成年後見制度に限らないで、日常生活自立支援事業は精神の方につながっているものも多いと思いますし、どんなことで自分の生活を成り立たせることができるかみたいな感じのほうがお誘いしやすいですかね。

○大輪委員 あとは出張相談みたいな、デイケアとかというところに具体的に出張で説明会を行うなどのアプローチもいいかなと思います。

○八杖会長 なかなか目に見えてこうだというのが出づらいつ分野なのではないかなと思いますけれど、また一緒にいろいろ考えていければと思います。ありがとうございます。

議題の2については以上ということでしょうか。

では続きまして、議題の3、第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間報告について、御報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○立川権利擁護推進係長 それでは議題3について説明いたします。

第二期成年後見制度利用促進基本計画というのは、冒頭で会長のほうから御説明ありましたが、令和4年度から8年度の第二期の中間に当たる6年度に中間検証が行われました。

資料3-1の30ページを御覧ください。中間検証で挙げられた“今後の対応”に対する区等の施策①ということで、右側の区などの施策のところ。1番については地域福祉権利擁護事業の実施（権利擁護センターあだち）、こちらは後ほど議題4のほうで御説明いたします。

2番の令和6年実施介護職員研修、こちらはヘルパー向けの研修となっております。

3番の成年後見制度利用促進地域連携ネットワークの実施、これは先週7月11日に

協議会を開催いたしております。

3 1 ページを御覧ください。4 番、成年後見制度リーフレット配付、今年度リニューアルしましたので、6 その他のほうで説明いたします。

5 番、あだち区民後見人の養成と支援（成年後見センターあだち）、こちらは先ほど御説明いただきました。

6 番は、足立区では“足立区高齢者保健福祉計画”内に明記ということになっております。

3 2 ページを御覧ください。足立区では成年後見制度の認知度について調査を行っております。令和 6 年の真ん中にある 3 7. 3 % という数字、こちらは「聞いたことはあるが、内容まではわからない」という方の割合となっております。この数字が毎年ほとんど変わっておらず、こちらのほうをもう少し減らして、左側の「内容まで知っている」という方の数字を上げていくことが重要かと思っております。

3 3 ページ以降については、説明は省略いたします。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。利用促進基本計画に対する区の施策について御説明をいただきましたが、皆さんのほうで何か御質問等はあるでしょうか。

すみません、今、御説明いただいた資料 3-1 というのは審査会用につくられたパワポですか。それとも、区の行政計画とかそういったところに組み込むとか、そういった趣旨のものでしょうか。

○立川権利擁護推進係長 こちらの資料は、先週のネットワーク協議会にも出しておりますが、ネットワーク協議会とこの審査会向けに作成した資料です。

○八杖会長 この区などの施策とかという

のが、後ほど御説明いただく課題と目標の中に組み込まれるということはないのでしょうか。今回こうやって整理をしていただいたのですが、このままですと、ここで整理して、これで終わって、もうこれ以降は全く目にしないことになってしまいそうな気がするので、どこかできちんと受け止めておくべきではないかなと私は思ったのですが。

○立川権利擁護推進係長 では、課題と目標のほうに入れ込むことにいたします。

○八杖会長 入れることができるものについては、入れ込んでいただくとうよろしいと思いました。

ほか、内容面とか何かございますか。また、課題と目標のところでも出てくると思いますから、もしあればそのときに一緒に御質問いただくということでよろしいでしょうか。では、進行を優先させていただきまして、議題の 3 番については以上とさせていただきますと思います。

続きまして、議題の 4 番、高齢者あんしん生活支援事業、おひとりさま死後事務支援事業について、御説明をお願いいたします。

○加藤権利擁護センターあだち課長 権利擁護センターあだちの加藤と申します。よろしく申し上げます。

今日は後見制度の会議であります。この場で説明する機会をいただきましたので、高齢者あんしん生活支援事業と、4 月から始まったおひとりさま死後事務支援事業について御説明させていただきます。

まず、ピンクのチラシの高齢者あんしん生活支援事業について説明させていただきます。この事業は、足立社会福祉協議会が独自でやっている事業で、平成 1 7 年から開始しています。これは入院の保証人、施設入所の保証人をやるという事業になっています。

開いていただきまして、どんな方が対象と

なっているかという、契約内容についてしっかりと理解できる方等を対象としています。なので、後見制度を利用している方は利用できません。また、足立区に居住している65歳以上のひとり暮らし、支援可能な親族がない、不動産収入がなく負債がない、住民税非課税もしくは介護保険料第7段階以下という内容に該当する方を対象とした事業です。

支援可能な親族がないとしていますが、支援できる親族が全くいないという方はほとんどいなくて、遠方に親族がいらっしゃる方が結構多くて、入院や入所の際の保証人としてすぐ対応できる方が少ないということで利用している方が非常に多いかなというところです。

費用については、保証人をやるということなので、御本人様が入院して、入院費を払えなくなった場合に、私どもが代わりに入院費を支払う必要があるため、あらかじめ契約する方からお金をお預かりするということで、75万円をお預かりします。3月までは52万円だったのですが、今、火葬の費用や入院費用が非常に高くなっているものから、4月から75万円に値上げしております。この内訳としては、火葬費用が大体30万円、あと3か月分の入院費ということで、大体15万円が3か月分で、合わせて75万円ぐらいという設定をしています。

こちらの預託金ですが、御本人様が施設入所した場合には、さらに施設入所、月額の利用料分をさらに3か月分としてお預かりするので、施設利用毎月10万円であれば、3か月分の30万円をさらにお預かりして、合わせて105万円をお預かりする必要があります。

そして、実際に契約した場合にかかる費用が以下になっています。年会費1万2,000

0円、あんしんサービス、生活支援サービスは1時間に2,000円、書類預かりサービスは1か月1,000円ということで、こちらも3月までは年会費2,400円、あんしんサービス、生活支援サービスも1時間1,000円だったのですが、独自財源を使って寄附などでこの事業を運営しているところで、かなり赤字の事業であったものから、値上げさせていただいております。

あと、これは利用料とは関係ないのですが、契約前にお墓を用意していただくとか、あと遺言書をつくるので、遺言執行者への報酬とか、あと公証役場に払う遺言書作成費用が別途必要となっています。

具体的に何をするかというのが右側のページになります。基本的には月1回の電話、あと半年1回の御訪問で御様子をおうかがう。それが通常行う事業で、あとはもし本人が入所した場合にはあんしんサービスということで、保証人を行うことや、あとは緊急時にどなたに連絡してほしいというのをあらかじめ聞いておきますので、その方に連絡をする。

あと、入院セットというのは衣類とか、最近レンタルが多いのですが、そういったものをセットで用意しておいていただければ、それをお届けするとか、入院費用の支払いをするとか、あと入院の医療説明というのが必要であれば、同席の依頼があれば同席するとか、あと電気・ガス・水道というのは長期の入院であれば止めるとか、新聞を止めるとか、ヤクルトを止めるとか、そういったことも行っています。

あと、施設入所も同様に、保証人に準じた支援を行っています。

それとは別で、普通に生活支援サービスというのもやっておりまして、例えば骨折した、歩けないとかで預貯金を払い戻してほしい

とかというのをお手伝いするのが生活支援サービスです。

あと、郵便物の確認とか、区役所への手続の代行とか、弁護士、司法書士等の専門家への仲介というところを行っています。

あと、書類等預かりサービスということで、大切なものがあれば、うちが契約している銀行の貸金庫で重要書類を預かるというサービスをしています。

入院、入所のとときに保証人を行いますが、万が一、亡くなった場合にもその後をお手伝いする必要がありますので、あらかじめ公正証書遺言というのをつくって、残った財産や家財の処分なども一緒に行っています。そのため、遺言執行者を司法書士の先生に依頼して、うちのセンターと協力して死後事務を行っています。

このパンフレットの一番裏に書いているのですが、大体利用までが3か月から6か月ということで、御本人様の情報を聞き取る以外にも公正証書遺言を作るので、遺言の遺贈先をどこにするかというのが、御本人様が決まっていなくて、あとはお墓がないとかであると、お墓をどこか契約するとかというお話が、契約前に準備する段階で必要になってくるので、早くても3か月、長ければ6か月、1年ぐらいかけて契約する方もいらっしゃいます。

これが高齢者あんしん生活支援事業になります。

この事業をやっている中で、預託金52万円を、こんなに大きな金額払いたくないとか、65歳未満の方も使いたい、保証人は遠い親族や知り合いがやってくれるので、死後事務だけやっていただきたいという声が結構ありましたので、この4月からおひとりさま死後事務支援事業というのを開始しています。

これは高齢者あんしん生活支援事業の、元

気なうちの入院などのサポートがなくて、死後事務だけをやるという事業です。葬儀、納骨、家財処分、残った財産の遺贈、未払金の精算、見守りなどというのは、高齢者あんしん生活支援事業の亡くなった後と同じものになります。

裏面を見ていただいて、利用できる方というのが、この事業が死後事務のお金を、保険を利用してやるというところから、保険の申込み要件が必要になってきます。5番にありますとおり、要介護3以上とか、認知症診断のある方とか、がん完治後5年経過していない方は保険に契約できないので、この事業の対象とはしていないというところが異なります。

また、保険の申込み要件が40歳以上になっていますので、1番にもありますとおり、40歳から90歳未満の方が契約できるということで、幅広い方を対象とできるようになっています。

あと、月額で保険の支払いを行って、死後事務のお金にするというところで、月額の利用料を設定しています。これは年齢、また健康状態によって異なりますので、お元気な方だと3,000円から5,000円、そして少し病気があるとなってくると保険料が5割増し、3割増という形になりますので、80代で病気がいっぱいありますということになると5割増しということで、7,500円という方もいらっしゃいます。

基本的には、利用料というのは契約時の利用料がそのままになりますので、若いうちに加入していただければ、その金額がそのまま亡くなるまで続きますということになります。

あとはこちら公正証書遺言を作りますし、死後事務委任契約の公正証書も作りますので、その作成費用がこの月額利用料とは別

に必要となっています。

このおひとりさま死後事務支援事業は4月から始まって、今やっと4件ぐらいが契約準備に進んでいるところで、1件、もう少しで契約できるかなというところになっています。

あと、すみません、先ほどの高齢者あんしん生活支援事業というのは、今70名が契約している状況です。ということで、お元気なうちに最後のことを決めておくと、後見制度を使う段階になったときに最後のことが決まっていると、そのまま生きているうちは後見人にやっていただいて、おひとりさま死後事務支援事業を契約しておいていただければ、最後スムーズに引き継げるのかなと思いますので、後見の対象者になる前の方を対象としています。そういった方がいらっしゃったら、御紹介していただければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○八杖会長 ありがとうございます。この審査会で今の御報告をいただいた趣旨というのは、足立区における総合的な権利擁護支援策の一環として、こういった権利擁護支援策を新しく始めること、あるいはリニューアルしたということと、今、最後にお話しいただいた、成年後見制度を使う前のもっと元気な段階に準備をしていただいてということで、関係があるということで御報告をいただいたと認識しましたが、そういうことでよろしかったでしょうか。ありがとうございます。

今2つの制度について御説明がございましたが、委員の先生方、御質問や補足等ありましたらお願いをしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○矢頭副会長 いいですか。

○八杖会長 矢頭さん、お願いします。

○矢頭副会長 矢頭です。このおひとり死後

事務支援事業は、預託金はお預かりしないのですか。

○加藤権利擁護センターあだち課長 しないです。そのまま月額の利用料でやるということです。

○矢頭副会長 月額利用料を何とかためていって、葬儀費用とかを。

○加藤権利擁護センターあだち課長 月額利用料を保険料として、保険金でやるという形です。最後の場合。

○矢頭副会長 了解です。

○加藤権利擁護センターあだち課長 ちなみに、先ほど御説明しなかったのですが、契約時に判断能力がしっかりしている人を契約の対象としています。その後、もちろん認知症になるとか、がんになってもそのまま契約は継続になりますので、よろしくお願ひします。

○八杖会長 それは成年後見制度に将来的につながった場合にも、死後事務に関しては継続していくということですね。

○加藤権利擁護センターあだち課長 そのまま残る。

○八杖会長 一方、高齢者あんしん生活支援事業のほうは成年後見制度を使うということになると、どのようになるのでしょうか。

○加藤権利擁護センターあだち課長 現状は、後見人がいれば保証人にはなれないですけども、保証人に準じるような形で包括的な代理権を持っていらっしゃれば、この事業を解約して後見制度に移行するという形を取っています。

○八杖会長 そのところをどんな形で成年後見制度と連携していくのかというところは、もう少しいろいろ考えていく必要があるのではないかなと思っています。

ほかいかがでしょうか。これは今、各地で、冒頭身寄りのない方への対応で、新日自みた

いなのが提案があったというお話をしましたけれど、身寄りがない人的なところで非常に力を発揮するような事業ではないかなと思っておりますけれど、何かございますか。大丈夫ですか。

○加藤権利擁護センターあだち課長 ちなみに、すみません、この事業をつくる上で公証人の高木先生にもいろいろ御相談させていただいて、死後事務委任契約の内容とかをつくり上げていきましたので、先生にも改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○八杖会長 何かございますか、一言。大丈夫ですか。

○高木委員 いい制度をつくっているな、また、健闘しているなと思って出ておるところですから。大丈夫です。ありがとうございます。

○八杖会長 矢頭さん、いかがでしょうか。

○矢頭副会長 すみません、矢頭です。

キャパシティ、つまり社協側の人的な中で、この事業がどこまで受けられるのか。あんしん生活事業はそんなに多くの案件を受けにくいかなと思うのですが、おひとりさまのほうは保険対応でいけるので、またある意味では常時、手間暇かかるわけではないので、それなりの案件を受けられるのかなと思ったのですが、いかがですか。

○加藤権利擁護センターあだち課長 そのとおりで、高齢者あんしん生活支援事業というのは、入院したらお電話するとか、必ず2人体制でおうちに入っているものを届けるとか、手続をするとか、郵便物を確認するとか、かなり困難なことが多くて、限られた人員の中では難しいというところで、こちらの事業であれば死後事務だけになるので、それはある程度司法書士の先生と連携するところはあるんですが、件数はかなり受けられ

るというか、死後事務にしても毎日のようにやることではなくなるので、受けることができるなと思っていて、こちらの事業を開始したという経緯もあります。

○矢頭副会長 すみません。ということは、民間の身元保証事業と組み合わせて、死後事務はこっちでやるから、生きている間だけこちらでやるという組合せ的なやり方もできるのではないかな。つまり、一番危ういのが、民間の死後事務、きちんと清算されるのかどうかといったところなので、そういったどうしても民間の身元保証事業を利用しなければいけない場合に、ここを利用してもらうというのも考えられるかなと今思いました。

以上です。

○加藤権利擁護センターあだち課長 ありがとうございます。初めてその考え方を聞きましたので、検討していけたらと思います。

○八杖会長 そうは言ってもといたしますか、民間の事業者の見極めが今少し難しい状況なので、あんしん生活でやっていることと同じことを民間事業者に期待できるのかどうか、そこはしっかり見極めをしないと、死後事務は確実に保険で履行できるかもしれないけれど、その前の段階が全然できないとか、あるいは成年後見制度につながっていかないということもありますので、一つの今後の選択肢にはなるかと思いますが、いろいろ見極めをしっかりと、正しく全体でどんなふうにこの事業を使っていけるのか、成年後見制度の連携も含めて御検討いただく必要があるのかなと思いました。

以上です。

では、よろしいですかね。議題の4番は以上とさせていただきます、続きまして、議題の5番、課題と目標の進捗状況について御説明をお願いいたします。

○立川権利擁護推進係長 権利擁護推進係

長、立川です。

それでは、議題5、課題と目標の進捗状況について御説明いたします。36ページ、資料5を御覧ください。

昨年度までこちらのほうで出していた資料はワードでしたが、エクセルに改めて見やすくしてみました。それぞれの項目に対して、課題、目標、対策案を表形式で示して、対策案については本年6月末の進捗状況を、実施は黒丸(●)、着手は白丸(○)、計画は三角(△)で示しております。

例えば、後ほど議題6その他でも触れますが、(2)広報の対策案、成年後見制度パンフレットの見直し、これについて前回、この会議では白丸(○)・着手でしたが、今年度早々にリニューアルしましたので、黒丸(●)・実施としました。現物は本日席上に配付させていただきましたが、区長のチェックを経て完成しております。

簡単ですが、以上で議題5、課題と目標の進捗状況についての説明を終わります。

○八杖会長 ありがとうございます。この間、進捗で変わったところとか、例えばパンフレットが新しくできたのが、広報の見直しのところですかね。

○立川権利擁護推進係長 はい。ここだけです。

○八杖会長 パンフレットは御説明されますか。後にしますか。

○立川権利擁護推進係長 後で説明いたします。

○八杖会長 今説明していただいてよろしいかと思えますけれど、パンフレットについては。後のほうがいいですか。

○平成年後見センターあだち課長 では、すみません、成年後見センターの平からパンフレットの説明をさせていただきます。

今回すこやかプラザあだちに移転すると

ということが決まりましたので、前使っていたものが本当に十何年同じものをずっと使っていたというところもあり、このタイミングに合わせてパンフレットの中身をリニューアルいたしました。

これは申立者向けのパンフレットです。ですので、窓口に来た方とか、いろんなどころに来た方が、後見制度は何なのかという情報をどのぐらい載せているのか、どうというところが難しく、これでも足りないと言われれば足りないですし、かといって冊子になると、今度は情報量が多過ぎてというところもあるので、私たちがふだん窓口で説明できる範囲、プラスアルファの実際に申立てとなったときは、家裁の書類を見ながらお話しさせていただくので、入り口というところで考えて作っております。

中身に関しては、私たち成年後見センターや、あと区の権利擁護推進係とも一緒に話をし、区のデザイナー、シティプロモーション課にも入っていただいて、見やすい、分かりやすいというところで検討して作りました。

前のものと比べると、私の中で違うかなと思ったのが、見開いて、「法定後見制度を利用するにあたり、事前に確認しておきたいこと」というところを1、2、3というふうに加えた点が、以前のパンフレットとは違うところで、ここは申立てする上では事前に考えていただきたいですし、一番気になる場所なので、そこを付け加えたことで、説明もすごくしやすくなったかなと思っております。

これだと当事者向けのパンフレットではないので、当事者の方に分かりにくいというお声もきっとあるかなと思うのですが、当事者も誰を対象として作るのかというところが難しいです。高齢者なのか、知的障がい者なのか、精神障がいの方なのかという

ころで変わってきます。今は現場のほうで高齢者のお宅に行くときは、これだと分かりにくいので、これプラス、もうちょっと簡単に書いた資料を持っていったり、障がいのある方、知的障がいの方ですと、国のほうで作っている、障がい者向けの分かりやすい説明の資料など、あと紙芝居のようなものを使ったりして説明するようにしております。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。課題と目標の広報のところを見ると、課題として、制度の短所や費用面がきちんと説明された資料が少ない。2つ目として、利用者（被後見人）向けの説明資料が少ない。各関係者が、成年後見制度を直接区民に紹介することに戸惑いを感じているという課題が挙げられておりましたが、今の御説明からすると、これとは別の観点から、今回も古くなってしまったパンフレットを見直したという御説明になるのかなと思ったのですが、その点はいかがですか。

○平成年後見センターあだち課長 すみません。でも、そのとおりでございます。

○矢頭副会長 改正もあるし。

○八杖会長 また改めて。ただ、あえて言うのであれば、各関係者が区民の方に説明する、特に申立てをする方に説明するという観点からは、恐らく10年前のパンフレットと比較して分かりやすくなっていたりという工夫があるわけですね。

○平成年後見センターあだち課長 はい。

○八杖会長 なので、一応課題と目標という整理をいろいろしているから、そこにどんな感じで関わって各施策を進めているか。それは先ほどのあんしん事業と同じですけど、それを少し気にしながら進めていけるとよいのかなと思いましたので、これはこれ自体で大変いいことだと思っているので、少し気

になりましたから、あえて質問をさせていただきました。

これは今後、今までのパンフレットを置いておられるところにそのまま全部差し替えみたいな形で配るのですか。

○平成年後見センターあだち課長 はい。

○八杖会長 このパンフレットのためだけに、何か新たな企画を考えたりというところまでは考えられませんでしたか。

○平成年後見センターあだち課長 そこまでは。

○八杖会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかは後で出てきますけど、協議会というのが課題と目標にはありますよね。3のところ、「委員数が限られ、職種、制度の理解力に偏りがある」「開催回数が少なく、コミュニケーションが不足している」「裁判所との連携がとれていない」ということが課題でこの協議会を進めていると思いますが、この協議会の御報告が次の議題であると思います。ここで一緒に御報告いただけるのがよろしいかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○立川権利擁護推進係長 それでは、ネットワーク協議会の開催結果について、御報告いたします。40ページ、資料6、こちらはネットワーク協議会の次第になっております。

先週7月11日に開催いたしました。現在17名の委員で構成されておりまして、当日はそのうち13名の委員の方が出席されました。弁護士、司法書士、社会福祉士、医師会、福祉施設、金融機関、消費者センターなど、様々な職種の方がメンバーとなっております。ネットワーク協議会設置要綱上、活動期間は2年となっております、新たな期間が始まりましたので、まず会長、副会長の選出をいたしました。会長には弁護士の森川委員が委員の互選により選ばれ、副会長には司法書士

の高野委員が会長から指名されました。新しい方も何名かいらっしゃいましたので、自己紹介を兼ねて、それぞれの立場で御意見をいただきました。

議事3と4については、この制度審査会と重なりますので、省略させていただきます。

議事5、マイナ保険証の運用について、とりわけマイナンバーカードと保険証の一体化についてはたくさん意見交換ができました。本人が自己管理できるような人なら本人が、できなければ後見人や施設で管理となるのだけれど、後見人や施設としてはなるべく管理したくない。したがって、当面はマイナンバーカードではなく、資格確認書で対応していくつもりであるとか、医療機関としては、マイナンバーカードにひもづけられている医療情報（病歴、手術歴、服薬歴など）はとても有用なので、マイナンバーカードとは切り離して、そういった情報が入手できればよいとか、そういった意見が出ました。

議事6の成年後見制度の円滑な運営にかかる課題等については、①成年後見は知られているが、保佐・補助の認知度は高くない。もっと周知が必要。②後見人の成り手不足が深刻。一方、件数は増えている。親族はなれないと思っている人も多いので、さらなる周知を図るべき。③支援チームのつくり方を検討していきたい。例えば区民後見人には見守りなどを依頼し、専門職後見人が金銭管理などその他の事業を行うなど、チームアップしていくのはどうかという意見がありました。

個人的な感想で申し訳ありませんが、有意義な会議であったと思っております。

以上が、ネットワーク協議会の開催結果についての説明となります。

○八杖会長 ありがとうございます。この会は特別に何かテーマが設定されたりというところはなくて、第1回だったから皆さんか

ら自由に意見を聞くような感じなのですか。

○立川権利擁護推進係長 はい、そうです。

○八杖会長 なるほど。分かりました。委員の方が代わられたりということもありましたけど、職种的に新しく入ってこられた委員、金融機関とかはそうなのですか。

○立川権利擁護推進係長 金融機関もメンバーですが、当日は参加されませんでした。

○八杖会長 その他、今までになかった職種で入ってこられたところはありませんか。

○小林権利擁護推進係員 権利擁護推進係の小林です。

新しいメンバーの追加ということ、福祉まるごと相談課の川津担当係長が該当するのですが、昨年度も協力員として参加していただいていた。変化があったのは、今までは医師会の委員について、事務局の方が来ていただいていたのですが、クリニックの院長先生が参加していただくようになりました。それでマイナ保険証の運用について、医療機関の目線や、後見人目線でのメリットやリスクについてお話をさせていただきました。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。今回は矢頭さんは御参加されたのですか。

○矢頭副会長 前回は終わりました。

○八杖会長 分かりました。医療機関が入ってきたのは、一つ今後の医療機関との連携も考えながらということだと思いますので、次回以降のテーマ設定はどんな感じで進めていくのか意識をして、課題が解決されるような形で協議会を運営していくことを見守りたいなと思っております。ありがとうございます。

今、課題と目標のところ等を含めて、最後のところのその他もやっているのですが、皆さんのほうでこの課題と目標のところ、今日いろいろな御意見が出たところも、区民後見

人とか、苦情とかいろいろあったかと思いますが、何かございますか。よろしいですか。大丈夫ですか。

では、議題の5番は以上とさせていただきまして、議題の6番で残っているものについて御説明をいただきたいと思います。じぶんノートですかね。よろしくお願ひします。

○立川権利擁護推進係長 権利擁護推進係長の立川です。

それでは、じぶんノートについて御説明いたします。

令和5年度より、それまでのエンディングノートに代わり、じぶんノートを発行しております。今年度は7,000部作成し、我々の窓口以外に、各区民事務所、各地域包括支援センターなどで配布しております。また、包括では、じぶんノートを活用した老い支度講座を開催しております。今年度版は、医療介護連携課をはじめ、成年後見センターあだち、基幹包括支援センター、江北保健センターがこちらのすこやかプラザあだちに移転しましたので、33ページに各種相談窓口というのがありまして、こちらの電話番号が変更になっております。また、電話で話すことが難しい方への配慮として、今回からファクス番号も新たに載せております。来年度版についても、空き家対策やペット信託について入れ込む予定となっております。

なお、成年後見制度については、24ページの下段に記載があります。

今年度もあだち区民まつり「A-Festa 2025」の特設ブースで記入体験をしていただく予定でおります。ちなみに、昨年度はこのA-Festaに約200人の方に参加していただきました。

じぶんノートについての説明は以上になります。

○八杖会長 ありがとうございます。じぶん

ノートにつきまして何か御質問などがあつたら、お願いしたいと思ひます。

こちら意思決定支援を踏まえた本人意思の推定というところ、ACPも含めてですけど、そのために非常に大切なツールになる、要するに本人がどうしたいかということをしつかり示してもらふものだと思います。ですから、じぶんノートを作つたのは大変すばらしいことで、それをほかの制度との関係で、足立区でどう位置づけて、どう活用していくのかというところを一緒にやつていかないと、とてももつたいない話になってしまひます。

先ほど少し思つたのは、内容が新しくなつてきますというお話がありましたけれど、新しくなつたら作り直すのでしょうか。そういう疑問を多分持たれる方がいらつしゃつたりとか、どう活用していくのかというところをいろいろ御整理いただきたいなと思ひました。従来から御整理いただいていたと思ひますが、なおそこに力を入れていただくと、とても大切なツールになつていくのではないかなと思つております。

私の話も含めて御意見とか、私の話おかしいよみたいな話もあつたらお願いしたいと思ひますけれど、いかがでしょうか。

○矢頭副会長 最近、相続の関係で、インターネット口座とかはいいのですけれども、ネットで全部取引する資産の存在を把握するのが非常に難しくなつてきています。

○八杖会長 ビットコインとか。

○矢頭副会長 そうですね。ですので、そういうものを何らかの形でこの中に入れ込むということも、今後御検討いただくとありがたいのかなと思ひます。例えば今、NISAも全部ネットでやりますので、そういうのとか、それから様々なネット上の商品、そこが窓口になつていくところが結構あるので、

そういったきっかけというか、そういったものがここに出てくるとありがたかなと思えました。

○八杖会長 ありがとうございます。活用の仕方の一つとして重要かなと思います。

あと、これは書いた後、誰が見ることを予定していますか。これかなり書くことになっているから、結構隠したいことも書く内容ですよ。そうすると、隠してしまう人とかも実際にいそうな気もするのですが、そうすると発見されないということもあり得そうで、その辺り、何かお聞きになっていることとかありますか。

○立川権利擁護推進係長 立川です。

銀行口座とか残高とか、書きたくないという声は聞いたことがあります。おひとり暮らしの方は別ですが、家族と一緒に住んでいる方については、あらかじめここにあるよと伝えておいたほうが良いと推奨しています。

○八杖会長 やっぱり万が一のときに、御本人の意思が分かるように残すものだと思うので、その万が一が到来したときに、実際にどう使われるのかというのをいろいろシミュレーションしたいところですよ。救急の人が発見できるのかなとか。

ほかの自治体の取組では、こんなに詳細ではないのですが、緊急連絡先や希望する医療などを書いたものを冷蔵庫にしまっておくという取組で、自治体としては冷蔵庫にしまっておりましてというマグネットシールを作って、それを冷蔵庫に貼るということをやっている自治体があるという話をこの間聞いて、救急車でやってときに、救急隊員の方は冷蔵庫を見て、そのシールが貼ってあれば、あっ、冷蔵庫の中だと出して使えるみたいな、そんなこともやっておられるとお聞きしました。

○結城地域福祉部長 先生、足立区もやって

おります。

○八杖会長 足立区もあるのですか。

○結城地域福祉部長 はい。玄関に貼っておいてですね。

社協の結城でございます。

今の話ですけれども、無料で高齢者の方にお配りして、ペットボトル型の紙にいろんなことを書いて冷蔵庫に入れておくのです。あと、玄関の開けたところにシールを貼っておいて、それがありますというのを、冷蔵庫に貼っておくと、救急隊がそれを見て連絡をしたりということができるので、今おっしゃっており、こういったものもありましたらうまく入れられるといいかもしれませんよね。

以上です。

○八杖会長 それは冷蔵庫に丸めて入れるのも大変な感じがしますが。でも、同じように、こんなふうにじぶんノートも活用していきましょうみたいなのを示せるといいですよ。もしそういったことが、アイデアもう出ていますみたいな話があったら、また次回以降、教えていただきたいと思います。

○大輪委員 一言。

○八杖会長 お願いします。

○大輪委員 銀行口座とか書いてあるページの使い方ですけど、袋とじにするといいですよというアドバイスをしている方もいます。周りにのりづけをして、そこだけ閉じておくと、開いたときには分からないということなので、そういう使い方もありますよという御説明などを地域包括の方がされるとよりいいかなと思います。

○結城地域福祉部長 ありがとうございます。

○八杖会長 一度、どうやって使うかブレインストーミングを、ここで1時間ぐらいやると、すごくいいことになるのではないかなと思ったりもしますので、工夫をしていただけ

ればと思います。ありがとうございました。  
もう時間も過ぎておりますので、本日の議事は以上とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、進行を事務局へお返しします。

○立川権利擁護推進係長 八杖会長ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の審査会を終了させていただきます。円滑な議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

議事録については、事務局が作成し、後日、各委員に御確認いただきますので、御協力をお願いいたします。

最後に、次回は11月13日木曜日午後2時からで、場所はこちらの予定となっておりますので、よろしく申し上げます。

本日はありがとうございました。

お車でいらっしゃる方は受付で駐車券を発行いたしますので、おっしゃってください。

( 閉 会 )